

「振動規制法」に基づく特定建設作業（振動規制法施行令別表第2による）	
特定建設作業の種類	内容
くい打機を使用する作業（またはくい抜機を使用する作業、くい打くい抜機を使用する作業）	くい打機（もんけんおよび圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
舗装版破碎機を使用する作業	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
ブレーカーを使用する作業	ブレーカー（手持式のものは除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）